

[illegible]

◎岡山県規則第四十二号

岡山県林地開発許可に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和二年四月三日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

岡山県林地開発許可に関する規則の一部を改正する規則

岡山県林地開発許可に関する規則（令和元年岡山県規則第三十九号）の一部を次のように改正する。

別表中「第3条」を「第4条」に改める。

別表の1の⑧中「必要に応じ」を「30センチメートル以下ごとに」及び「十分」を「その層ごとに十分」に改める。

別表の2(6)ウに次のただし書を加える。

ただし、太陽光発電施設（パネル部分に限る。）を設置する箇所については、流出係数を0.9から1.0までとする。

別表の3の表3に次のように加える。

太陽光発電施設の設置	森林率はおおむね25%以上（残置森林率はおおむね15%以上）とする。	1 事業区域内の開発行為に係る森林の面積が20ha以上の場合、原則として周辺部に幅おおむね30m以上の残置森林又は造成森林（一部又は全部が連続した残置森林であること。）を配置する。また、開発行為に係る森林面積がおおむね20ha以下の団地を複数造成することとし、その間に幅おおむね30m以上の残置森林又は造成森林を配置する。 2 事業区域内の開発行為に係る森林の面積が10ha以上20ha未満の場合は、原則として周辺部に幅おおむね20m以上の残置森林又は造成森林（一部又は全部が連続した残置森林であること。）を配置する。 3 事業区域内の開発行為に係る森林の面積が10ha未満の場合は、原則として周辺部に残置森林又は
------------	------------------------------------	--

		造成森林（一部又は全部が残置森林）を配置する。 4 稜線 ^{9.1.3} の一体性を維持するため、尾根部については、原則として残置森林を配置する。
--	--	---

附 則

（施行期日）

1 この規則は、令和二年七月一日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行前に森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第十条の二第一項の規定による許可の申請があつた開発行為（同項に規定する開発行為をいう。）については、なお従前の例による。

◎岡山県告示第二百三号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第一百七条第一項の規定により、次のとおり介護医療院の開設を許可した。

令和二年四月三日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 施設の名称及び所在地

1 名称

介護医療院田尻病院

2 所在地

岡山県美作市明見五五〇番地の一

二 開設者の名称及び主たる事務所の所在地

1 名称

医療法人三水会

2 所在地

岡山県美作市明見五五〇番地の一

三 許可年月日

令和二年四月一日

四 介護保険事業所番号

三三B三七〇〇〇二五

五 サービスの種類

介護医療院

◎岡山県告示第二百四号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第四十一条第一項本文の規定により、次のとおり指定居宅サービス事業者を指定した。

令和二年四月三日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 事業所の名称及び所在地

1 名称

訪問介護ステーションそよ風

2 所在地

岡山県津山市市場二一五一

二 事業者の名称及び主たる事務所の所在地

1 名称

社会福祉法人幸輝会

2 所在地

岡山県岡山市中区国府市場九八五番地一

三 指定年月日

令和二年四月一日

四 介護保険事業所番号

三三七〇三〇二四二八

五 サービスの種類

訪問介護

◎岡山県告示第二百五号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第四十一条第一項本文の規定により、次のとおり指定居宅サービス事業者を指定した。

令和二年四月三日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 事業所の名称及び所在地

1 名称

訪問看護ステーション 土居の庭

2 所在地

岡山県津山市下高倉西二三六六一

二 事業者の名称及び主たる事務所の所在地

1 名称

有限会社土居の里

2 所在地

岡山県津山市下高倉西二三七〇番地の一

三 指定年月日

令和二年四月一日

四 介護保険事業所番号

三三六〇三九〇一三六

五 サービスの種類

訪問看護

令和2年4月3日 岡山県公報 第12182号

◎岡山県告示第二百六号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第四十一条第一項本文及び第五十三条第一項本文の規定により、次のとおり指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者を指定した。

令和二年四月三日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 事業所の名称及び所在地

1 名称

訪問看護リハビリテーションほのか浅口

2 所在地

岡山県浅口市鴨方町本庄六三九一四 メゾン瀬戸内一〇三

二 事業者の名称及び主たる事務所の所在地

1 名称

株式会社ハート&クリエーション

2 所在地

岡山県玉野市明神町八番二八号

三 指定年月日

令和二年四月一日

四 介護保険事業所番号

三三六二七九〇〇八五

五 サービスの種類

訪問看護

介護予防訪問看護

◎岡山県告示第二百七号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第四十一条第一項本文及び第五十三条第一項本文の規定により、次のとおり指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者を指定した。

令和二年四月三日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 事業所の名称及び所在地

1 名称

養護老人ホーム塩手荘

2 所在地

岡山県津山市市場二一五一

二 事業者の名称及び主たる事務所の所在地

1 名称

社会福祉法人幸輝会

2 所在地

岡山県岡山市中区国府市場九八五番地一

三 指定年月日

令和二年四月一日

四 介護保険事業所番号

三三七〇三〇二四三六

五 サービスの種類

特定施設入居者生活介護

介護予防特定施設入居者生活介護

令和2年4月3日 岡山県公報 第12182号

◎岡山県告示第二百八号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第四十一条第一項本文及び第五十三条第一項本文の規定により、次のとおり指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者を指定した。

令和二年四月三日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 事業所の名称及び所在地

1 名称

介護医療院田尻病院

2 所在地

岡山県美作市明見五五〇番地の一

二 事業者の名称及び主たる事務所の所在地

1 名称

医療法人三水会

2 所在地

岡山県美作市明見五五〇番地の一

三 指定年月日

令和二年四月一日

四 介護保険事業所番号

三三B三七〇〇〇二五

五 サービスの種類

短期入所療養介護

介護予防短期入所療養介護

通所リハビリテーション

介護予防通所リハビリテーション

令和2年4月3日 岡山県公報 第12182号

◎岡山県告示第二百九号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第七十五条第二項及び第百十五条の五第二項の規定により、次のとおり指定居宅サービスの事業及び指定介護予防サービスの事業を廃止する旨の届出があつた。

令和二年四月三日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 事業所の名称及び所在地

1 名称

勝田郡老人福祉施設組合 塩手荘

2 所在地

岡山県津山市市場二一五一

二 事業者の名称及び主たる事務所の所在地

1 名称

勝田郡老人福祉施設組合

2 所在地

岡山県津山市市場二一五一

三 廃止の届出を受理した年月日

令和二年三月二七日

四 介護保険事業所番号

三三七〇三〇一二八九

五 サービスの種類

特定施設入居者生活介護

介護予防特定施設入居者生活介護

◎岡山県告示第二百十号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第七十五条第二項及び第百十五条の五第二項の規定により、次のとおり指定居宅サービスの事業及び指定介護予防サービスの事業を廃止する旨の届出があつた。

令和二年四月三日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 事業所の名称及び所在地

1 名称

ケアメディカル

2 所在地

岡山県高梁市川端町五番地一

二 事業者の名称及び主たる事務所の所在地

1 名称

株式会社アンビシヤス

2 所在地

岡山県高梁市川端町五番地二

三 廃止の届出を受理した年月日

令和二年三月九日

四 介護保険事業所番号

三三七〇九〇〇六五〇

五 サービスの種類

福祉用具貸与

特定福祉用具販売

介護予防福祉用具貸与

特定介護予防福祉用具販売

令和2年4月3日 岡山県公報 第12182号

◎岡山県告示第二百十一号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第七十五条第二項及び第百十五条の五第二項の規定により、次のとおり指定居宅サービスの事業及び指定介護予防サービスの事業を廃止する旨の届出があった。

令和二年四月三日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 事業所の名称及び所在地

1 名称

タカヤ株式会社販売部クリエイト

2 所在地

岡山県井原市井原町六六一番地一

二 事業者の名称及び主たる事務所の所在地

1 名称

タカヤ株式会社

2 所在地

岡山県井原市高屋町三丁目九番地の七

三 廃止の届出を受理した年月日

令和二年三月九日

四 介護保険事業所番号

三三七〇七〇〇八七八

五 サービスの種類

福祉用具貸与

特定福祉用具販売

介護予防福祉用具貸与

特定介護予防福祉用具販売

令和2年4月3日 岡山県公報 第12182号

◎岡山県告示第二百十二号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第七十五条第二項及び第百十五条の五第二項の規定により、次のとおり指定居宅サービスの事業及び指定介護予防サービスの事業を廃止する旨の届出があつた。

令和二年四月三日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 事業所の名称及び所在地

1 名称

医療法人三水会 田尻病院

2 所在地

岡山県美作市明見五五〇番地の一

二 事業者の名称及び主たる事務所の所在地

1 名称

医療法人三水会

2 所在地

岡山県美作市明見五五〇番地の一

三 廃止の届出を受理した年月日

令和二年三月三十一日

四 介護保険事業所番号

三三一三七一〇一一七

五 サービスの種類

短期入所療養介護

介護予防短期入所療養介護

◎岡山県告示第二百十三号

健康保険法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第八十三号）附則第三百三十条の二第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第二十六条の規定による改正前の介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第百十三条の規定により、次のとおり指定介護療養型医療施設の指定の辞退があった。

令和二年四月三日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 施設の名称及び所在地

1 名称

医療法人三水会 田尻病院

2 所在地

岡山県美作市明見五五〇番地の一

二 開設者の名称及び主たる事務所の所在地

1 名称

医療法人三水会

2 所在地

岡山県美作市明見五五〇番地の一

三 辞退年月日

令和二年三月三十一日

四 介護保険事業所番号

三三一三七一〇一一七

五 サービスの種類

介護療養型医療施設

◎岡山県告示第二百十四号

救急病院等を定める省令（昭和三十九年厚生省令第八号）第一条第一項に規定する救急病院を次のとおり認定した。

令和二年四月三日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 病院の名称及び所在地

1 名称

渡辺病院

2 所在地

新見市高尾二二七八―一

二 認定年月日

令和二年四月一日

三 認定の有効期限

令和五年三月三十一日

一 病院の名称及び所在地

1 名称

真庭市国民健康保険湯原温泉病院

2 所在地

真庭市下湯原五六

二 認定年月日

令和二年四月一日

三 認定の有効期限

令和五年三月三十一日

一 病院の名称及び所在地

1 名称

総合病院津山第一病院

2 所在地

津山市中島四三八

令和2年4月3日 岡山県公報 第12182号

二 認定年月日

令和二年四月一日

三 認定の有効期限

令和五年三月三十一日

◎岡山県告示第二百十五号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第五十九条第一項の規定により、精神通院医療を担当する医療機関を次のとおり指定した。

令和二年四月三日

岡山県知事 伊原木 隆 太

指定した医療機関

名称

所在地

指定年月日

訪問看護ステーションあんど

倉敷市真備町川辺二〇〇〇一

令和二年四月一日

◎岡山県告示第二百十六号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第五十九条第一項の規定により指定を受けた次の精神通院医療を担当する医療機関について、同法第六十条第一項の規定によりその指定を更新した。

令和二年四月三日

岡山県知事 伊原木 隆 太

指定を更新した医療機関

名 称

所 在 地

更新年月日

医療法人社団新風会玉島中央病院

倉敷市玉島阿賀崎二一―一

令和二年四月一日

西井クリニック

笠岡市笠岡六一五―一二

令和二年四月一日

くすの木薬局

倉敷市加須山二五四―一二

令和二年四月一日

ソーク薬局福井店

倉敷市福井一三一―一

令和二年四月一日

アイ薬局

笠岡市五番町三一五

令和二年四月一日

そうごう薬局新見店

新見市高尾二二九二―一

令和二年四月一日

ゆずりは薬局

新見市石蟹六五―五

令和二年四月一日

びぜん薬局

備前市伊部九〇―五

令和二年四月一日

◎岡山県告示第二百十七号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第五十九条第一項の規定により、育成医療及び更生医療を担当する医療機関を次のとおり指定した。

令和二年四月三日

岡山県知事 伊原木 隆 太

指定した医療機関 名 称	所 在 地	担当する医療の種類 訪問看護（腎臓）	指定年月日
社会医療法人清風会 訪問看護ステーションあゆみ あおば薬局 ウエルシア薬局新見高尾店	津山市日本原三五二 津山市宮尾二八五―二二 新見市高尾七八九―一	調剤 調剤 調剤	令和二年四月一日 令和二年四月一日 令和二年四月一日

◎岡山県告示第二百十八号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第五十九条第一項の規定により指定を受けた次の育成医療及び更生医療を担当する医療機関について、同法第六十条第一項の規定によりその指定を更新した。

令和二年四月三日

岡山県知事 伊原木 隆 太

指定を更新した医療機関 名 称	所 在 地	担当する医療の種類	更新年月日
そうごう薬局真庭勝山店	真庭市勝山二六〇	調剤	令和二年四月一日
おかやま薬局山陽店	赤磐市山陽四一三三一	調剤	令和二年四月一日

◎岡山県告示第二百十九号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第五十九条第一項の規定により指定を受けた次の育成医療及び更生医療を担当する医療機関について、同法第六十五条の規定によりその指定を辞退する旨の届出を受理した。

令和二年四月三日

岡山県知事 伊原木 隆 太

指定を辞退した医療機関

名称

所在地

担当する医療の種類

辞退年月日

勝央薬局

勝田郡勝央町岡四〇一八

調剤

令和二年一月三十一日

しもまち薬局

高梁市下町五八一

調剤

令和二年二月二十九日

令和2年4月3日 岡山県公報 第12182号

◎岡山県告示第二百二十号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第四十八条第一項の規定により、新規土地改良事業の施行を次のとおり認可した。

令和二年四月三日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 土地改良事業を行う者の名称

児島湾土地改良区

二 地区名及び工種

地区名

工 種

西七区3番

農地耕作条件改善（農業用排水）事業

西七区2条1

〃

北七区支線29号

〃

三 認可年月日

令和二年三月二十四日

〔一二四〕岡山県行政情報公開条例（平成八年岡山県条例第三号）第三十条の規定による出資等法人の指定を次のとおり取り消した。

令和二年四月三日

岡山県知事 伊原木 隆 太

1 指定を取り消した法人 公益財団法人岡山県福祉事業団

2 指定を取り消した日 平成二十八年十二月一日

1 指定を取り消した法人 岡山県漁業信用基金協会

2 指定を取り消した日 平成二十九年四月三日

〔一二五〕土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第三十条第二項の規定により、土地改良区の定款の変更を次のとおり認可した。

令和二年四月三日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 土地改良区の名称

滝谷池土地改良区

二 認可年月日

令和二年三月二十七日

〔二二六〕鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第十八号。以下「法」という。）第四十一条の狩猟免許試験を次のとおり行う。

令和二年四月三日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 試験の期日、開始時間及び場所

期 日	開始時間	場 所
令和二年六月二十八日 （日曜日）	午前九時三十分	津山市大田九二〇 グリーンヒルズ津山リージョンセンタ ー
令和二年八月五日（水 曜日）	午前九時三十分	岡山市東区西大寺南一―二―三 体験学習施設百花プラザ
令和二年九月八日（火 曜日）	午前九時三十分	倉敷市本町一七―一 倉敷市民会館
令和二年十一月二十日 （金曜日）	午前九時三十分	岡山市東区西大寺南一―二―三 体験学習施設百花プラザ

二 試験内容

試験は、次の事項について行う。

- 1 狩猟について必要な適性
- 2 狩猟について必要な技能
- 3 狩猟について必要な知識

三 受験資格

岡山県内に住所を有する者で、次のいずれにも該当しない者であること。

- 1 試験の日において、網猟免許及びわな猟免許にあっては十八歳に、第一種銃猟免許及び第二種銃猟免許にあっては二十歳に、それぞれ満たない者

2 統合失調症、そう鬱病（そう病及び鬱病を含む。）、てんかん（発作が再発するおそれがないもの、発作が再発しても意識障害がもたらされないもの及び発作が睡眠中に限り再発するものを除く。）その他自己の行為の是非を判別し、又はその判別に従って行動する能力を失わせ、又は著しく低下させる症状を呈する病気にかかっている者

3 麻薬、大麻、あへん又は覚醒剤の中毒者

4 自己の行為の是非を判別し、又はその判別に従って行動する能力がなく、又は著しく低い者（1から3までに該当する者を除く。）

5 法又は法に基づく命令の規定に違反して、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から三年を経過しない者

6 狩猟免許を取り消され、その取消しの日から三年を経過しない者（当該取消しに係る種類のものに限る。）

四 受験手続

1 受験しようとする者は、一に掲げるいずれの場所でも受験することができる。

2 受験しようとする者は、所定の狩猟免許申請書に必要事項を記入の上、次に定めるとおり提出すること。

(1) グリーンヒルズ津山リージョンセンターでの受験を希望する者にあつては、令和二年四月二十二日から同年六月十二日までの間に、岡山県美作県民局農林水産事業部森林企画課に提出すること。

(2) 令和二年八月五日の体験学習施設百花プラザでの受験を希望する者にあつては、同年四月二十二日から同年七月二十二日までの間に、岡山県備前県民局農林水産事業部森林企画課に提出すること。

(3) 倉敷市民会館での受験を希望する者にあつては、令和二年四月二十二日から同年八月二十五日までの間に、岡山県備中県民局農林水産事業部森林企画課に提出すること。

(4) 令和二年十一月二十日の体験学習施設百花プラザでの受験を希望する者にあつては、同年四月二十二日から同年十一月六日までの間に、岡山県備前県民局農林水産事業部森林企画課に提出すること。

3 狩猟免許申請書には、次のものを添付すること。

(1) 三の2から4までに該当する者でない旨の医師の診断書一通（ただし、銃砲刀

剣類所持等取締法（昭和三十三年法律第六号）第四条第一項第一号の規定による許可を現に受けている場合は、その許可証の写し）

(2) 申請前六月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ三・〇センチメートル、横の長さ二・四センチメートルの写真（裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの）一枚

(3) 郵便切手を貼付し、宛名及び宛先を明記した返信用封筒（定型長形三号）一通
4 狩猟免許申請書を受理した場合は、受験票を交付する。なお、試験当日は必ず受験票を持参すること。

五 受験手数料

五千二百円相当額（現に受験しようとする狩猟免許以外の狩猟免許を受けている者にあつては、三千九百円相当額）の岡山県収入証紙を狩猟免許申請書に貼り付けること。

六 その他

1 狩猟免許申請書を郵送する場合は、封筒の左下に「狩猟免許申請書」と朱書すること。

2 狩猟免許申請書の用紙は、最寄りの県民局農林水産事業部森林企画課に請求すること。

3 問い合わせ先

岡山市北区内山下二一四一六 岡山県農林水産部農村振興課鳥獣害対策室	電話（〇八六）二二六―七四三九
岡山市北区弓之町六一一 岡山県備前県民局農林水産事業部森林企画課	電話（〇八六）二三三―九八三二
倉敷市羽島一〇八三 岡山県備中県民局農林水産事業部森林企画課	電話（〇八六）四三四―七〇五二

津山市山下五三
岡山県美作県民局農林水産事業部森林企画
課

電話（〇八六八）二三一一三八四

〔一二七〕鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号。以下「法」という。）第五十一条第二項及び第四項に規定する狩猟免許の更新に係る適性試験及び講習を次のとおり行う。

令和二年四月三日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 適性試験及び講習の期日、開始時間及び場所

期 日	開始時間	場 所
令和二年六月十九日 （金曜日）	午前九時三十分	倉敷市玉島阿賀崎一〇一 倉敷市玉島市民交流センター
令和二年八月六日（木 曜日）	午前九時三十分	津山市大田九二〇 グリーンヒルズ津山リジョンセンタ ー
令和二年九月三日（木 曜日）	午前九時三十分	岡山市東区西大寺南一―二―三 体験学習施設百花プラザ

二 適性試験及び講習の内容

1 適性試験は、狩猟について必要な適性について行う。ただし、法第十八条の六第一項に規定する認定鳥獣捕獲等事業に従事する者（四3(2)において「認定鳥獣捕獲等事業従事者」という。）であつて、狩猟について必要な適性を有することが確認された者については、この限りでない。

2 講習は、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法令、猟具、鳥獣並びに鳥獣の保護及び管理について行う。

三 更新対象者等

岡山県内に住所を有する者で、平成二十九年度に狩猟免許を受けた者。ただし、他の狩猟免許を有する場合は、他の未だ有効期間が満了しない免許も繰り上げて更新することができる。

四 更新手続

1 更新を受けようとする者は、一に掲げるいずれの場所でも適性試験及び講習を受けることができる。

2 更新を受けようとする者は、所定の狩猟免許更新申請書に必要事項を記入の上、次に定めるとおり提出すること。

(1) 倉敷市玉島市民交流センターでの適性試験及び講習を受けようとする者にあつては、令和二年四月二十二日から同年六月五日までの間に、岡山県備前県民局農林水産事業部森林企画課に提出すること。

(2) グリーンヒルズ津山リージョンセンターでの適性試験及び講習を受けようとする者にあつては、令和二年四月二十二日から同年七月二十日までの間に、岡山県美作県民局農林水産事業部森林企画課に提出すること。

(3) 体験学習施設百花プラザでの適性試験及び講習を受けようとする者にあつては、令和二年四月二十二日から同年八月二十日までの間に、岡山県備前県民局農林水産事業部森林企画課に提出すること。

3 狩猟免許更新申請書には、次のものを添付すること。

(1) 次のアからウまでに該当する者でない旨の医師の診断書一通（ただし、銃砲刀剣類所持等取締法（昭和三十三年法律第六号）第四条第一項第一号の規定による許可を現に受けている場合は、その許可証の写し）

ア 統合失調症、そう鬱病（そう病及び鬱病を含む。）、てんかん（発作が再発するおそれがないもの、発作が再発しても意識障害がもたらされないもの及び発作が睡眠中に限り再発するものを除く。）その他自己の行為の是非を判別し、又はその判別に従って行動する能力を失わせ、又は著しく低下させる症状を呈する病気にかかっている者

イ 麻薬、大麻、あへん又は覚醒剤の中毒者

ウ 自己の行為の是非を判別し、又はその判別に従って行動する能力がなく、又は著しく低い者（ア又はイに該当する者を除く。）

(2) 認定鳥獣捕獲等事業従事者にあつては、法第十八条の五第二項第一号に規定する認定鳥獣捕獲等事業者が作成した当該従事者が狩猟について必要な適性を有することの確認をした旨の書面

(3) 申請前六月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ三・〇セ

ンチメートル、横の長さ二・四センチメートルの写真（裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの）一枚

- (4) 郵便切手を貼付し、宛名及び宛先を明記した返信用封筒（定型長形三号）一通
4 狩猟免許更新申請書を受理した場合は、受検票を交付する。なお、受検票は適性試験及び講習の当日必ず持参すること。

五 更新手数料

二千九百円相当額の岡山県収入証紙を狩猟免許更新申請書に貼り付けること。

六 その他

- 1 狩猟免許更新申請書を郵送する場合は、封筒の左下に「狩猟免許更新申請書」と朱書すること。
2 狩猟免許更新申請書の用紙は、最寄りの県民局農林水産事業部森林企画課に請求すること。

3 問い合わせ先

岡山市北区内山下二ー四ー六 岡山県農林水産部農村振興課鳥獣害対策室	電話（〇八六）二二六ー七四三九
岡山市北区弓之町六ー一 岡山県備前県民局農林水産事業部森林企画課	電話（〇八六）二三三ー九八三二
倉敷市羽島一〇八三 岡山県備中県民局農林水産事業部森林企画課	電話（〇八六）四三四ー七〇五二
津山市山下五三 岡山県美作県民局農林水産事業部森林企画課	電話（〇八六八）二三一ー一三八四

〔一二八〕建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第四十二条第一項第五号の規定により、次のとおり道路の位置を指定した。

その関係図面については、岡山県備前県民局建設部管理課において、一般の縦覧に供する。

令和二年四月三日

岡山県知事 伊原木 隆 太

番 号	指 定 年 月 日	岡山県指令備前局 建第七七四号 令和二年三月二十 七日
道 路 の 位 置	備前市伊部字寺道東五九三番六	
道路の幅員 （メートル）	四・〇〇〃 七・五〇	
道路の延長 （メートル）	四一・二七	

〔一二九〕建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第四十二条第一項第五号の規定により、次のとおり道路の位置を指定した。

その関係図面については、岡山県備中県民局建設部管理課において、一般の縦覧に供する。

令和二年四月三日

岡山県知事 伊原木 隆 太

番 号	指 定 年 月 日	道 路 の 位 置	道路の幅員 （メートル）	道路の延長 （メートル）
岡山県指令備中局 建第二〇四三号 令和二年三月二十 六日		浅口市鴨方町鴨方字埦鳴西通一二〇 八番八	四・五一〇 四・五二	二二・三八

令和2年4月3日 岡山県公報 第12182号

〔一三〇〕次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による開発許可を受けた開発行為に関する工事が完了した。

令和二年四月三日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

総社市宿字車塚溝東四二九一六、四二九一七

二 許可を受けた者の住所及び氏名

総社市地頭片山三五一シャーメゾンきびじA一〇三

中野 優和

中野 結子

三 許可番号

岡山県指令建指第三〇五号

「二三」政府調達に関する協定の適用を受ける特定役務の調達について、次のとおり公募型プロポーザル方式による調達手続を実施する。

令和二年四月三日

岡山県知事 伊 原 木 隆 太

1 調達内容

(1) 調達件名

岡山県新給与システム開発及び運用保守業務

(2) 調達業務の特質等

岡山県新給与システム開発及び運用保守業務に係る企画提案募集要領（以下「募集要領」という。）及び岡山県新給与システム開発及び運用保守業務仕様書（以下「業務仕様書」という。）による。

(3) 契約期間

岡山県新給与システム開発業務にあっては契約締結日から令和４年６月30日まで、当該システム運用保守業務にあっては令和４年７月１日から令和９年６月30日まで

(4) 履行場所

岡山県出納局内部事務課長が指定する場所

2 応募資格に関する事項

6 (3)の応募表明書及び応募資格の確認書類（以下「応募表明書等」という。）の提出期間の末日において、次に掲げる要件の全てを満たしていること。

(1) 共同企業体の場合

ア 共同企業体の構成員の資格要件

(イ) 令和２年度に県が発注する情報通信サービスの提供の調達契約であって地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成７年政令第372号）の規定が適用される契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格（令和２年岡山県告示第36号（情報通信サービスの調達契約に係る競争入札の参加資格、資格審査の申請手続等。以下「資格告示」という。）に定める資格をいう。）を得ている者であること。ただし、岡山県役務の提供の契約に係る入札参加資格審査要領（平成19年岡山県告示第332号。以下「入札参加資格審査要領」という。）に基づく情報通信サービスに係る入札参加資格の格付区分

のうち，A級を有している者は資格を有しているものとみなす。当該資格を有していない場合は，6(3)の提出期間の末日までに，資格告示に定める資格を得ること。

(イ) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項の規定に該当する者でないこと。

(ウ) 入札参加資格審査要領の規定による入札参加の停止の措置を受けている者でないこと。

(エ) 岡山県から岡山県役務の提供の契約に係る入札参加除外等要領に基づく入札参加除外の措置を受けている者でないこと。

(オ) 岡山県建設工事等暴力団対策会議運営要領に基づく指名除外の措置を受けている者でないこと。

(カ) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者又は会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てがなされている者（再生手続開始の決定又は更生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。

(キ) 過去3年以内に国，都道府県又は地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項に規定する指定都市において，支給対象者1万人以上の規模の給与システムの開発又は運用保守業務を受託し，履行を完了した実績を有すること。

(ク) 情報システムに係る認証の資格（プライバシーマーク，ISMS等）を有していること。

(ケ) 本件業務を受注した際の主たる担当者は，業務系システムの設計又は開発経験が5年以上あること。また，そのうち国又は地方公共団体の給与システム関連業務（設計又は開発）への従事経験が1年以上あること。

(コ) 共同企業体の代表者は，当該企業体への出資比率が構成員中最大であること。

(サ) 単独で，又は他の共同企業体の構成員として本件手続に参加していないこと。

イ 共同企業体としての資格要件

共同企業体に係るウに掲げる内容を規定した共同企業体協定書を締結している

こと。

ウ 共同企業体協定書に規定すべき内容

(ア) 目的

(イ) 名称

(ロ) 事務所の所在地

(ハ) 設立及び解散の時期

(ニ) 構成員の所在地及び名称

(ホ) 代表構成員の名称

(ヘ) 代表構成員の権限

(ト) 構成員の出資の割合

(チ) 運営委員会の設置

(リ) 構成員の責任

(ル) 取引金融機関

(レ) 決算の方法

(ロ) 利益金の配当の割合

(セ) 欠損金の負担の割合

(ソ) 権利義務の譲渡の禁止

(タ) 業務履行中における構成員の脱退に対する措置

(テ) 構成員の除名の取扱い

(ト) 業務履行中における構成員の破産又は解散に対する措置

(ニ) 代表構成員の変更方法

(ホ) 解散後の契約不適合責任の取扱い

(ヘ) 協定書に定めのない事項の取扱い

(2) 単独企業の場合

ア (1)ア(ア)から(ケ)までに掲げる要件を満たすものであること。

イ 共同企業体の構成員として本件手続に参加していないこと。

3 参加資格審査の申請手続

本件手続への参加を希望する者で、2(1)ア(ア)の資格を得ていない者は、資格告示に基づき、6(3)の提出期間の末日までに資格を得ること。

(1) 参加資格審査の申請方法

岡山県県民生活部情報政策課のホームページ (<https://www.pref.okayama.jp/soshiki/20/>) の「情報政策課関係各種申請手続き」及び資格告示を確認すること。

- (2) 参加資格審査に係る注意事項
資格審査完了までに2週間程度要するので、情報政策課に必ず詳細を確認すること。

- (3) 参加資格審査に係る問い合わせ先

〒700－8570 岡山市北区内山下二丁目4番6号

岡山県県民生活部情報政策課情報化推進班 (岡山県庁8階)

電話番号 (086) 226－7264

4 契約担当課

〒700－8570 岡山市北区内山下二丁目4番6号

岡山県出納局内部事務課新給与システム開発班 (岡山県庁2階)

電話番号 (086) 226－7315 (直通)

ファクシミリ番号 (086) 224－2213

電子メール naibujiimu@pref.okayama.lg.jp

ホームページ <https://www.pref.okayama.jp/soshiki/333/>

5 募集要領及び業務仕様書の交付等

- (1) 募集要領及び付随する資料

ア 交付期間

令和2年4月3日 (金) 午前9時から同月27日 (月) 午後5時まで

イ 交付方法

4の契約担当課ホームページからダウンロードすること。

- (2) 業務仕様書及び付随する資料

ア 交付期間

令和2年4月3日 (金) から同年5月13日 (水) まで (岡山県の休日を定める条例 (平成元年岡山県条例第2号) 第1条1項に規定する県の休日 (以下「県の休日」という。) を除く。) の午前9時から午後5時まで。ただし、同年4月28日 (火) 以降は、応募表明書等を提出済みの者に限り交付する。

イ 交付方法

5 (1) の付随する資料のうちの秘密保持誓約書の提出と引き換えに、4の契約

担当課において手交する。

6 応募表明書等の交付，提出等

(1) 様式交付期間

5 (1)アと同じ。

(2) 様式交付方法

5 (1)イと同じ。

(3) 提出期間

令和2年4月3日（金）から同月27日（月）まで（県の休日を除く。）の午前9時から午後5時まで

(4) 提出先及び提出方法

4の契約担当課に持参又は郵送等（書留郵便その他これに準じる方法によるもの）に限る。7 (5)において同じ。）の方法により提出すること。

(5) 提出に要する費用

提出者の負担とする。

(6) 問い合わせ先

4の契約担当課

7 応募申込書等の交付，提出等

(1) 様式交付期間

令和2年4月3日（金）から同年5月13日（水）まで（県の休日を除く。）の午前9時から午後5時まで。

(2) 様式交付方法

5 (2)イと同じ。

(3) 提出書類及び提出部数

5 (2)の付随する資料のうちの応募申込書等作成要領により，応募申込書及び企画提案書等を提出すること。

(4) 提出期間

(1)と同じ。

(5) 提出先及び提出方法

4の契約担当課に持参又は郵送等の方法により提出すること。

(6) 提出に要する費用

提出者の負担とする。

(7) 問い合わせ先

4の契約担当課

8 選考に関する事項

(1) 応募資格の審査

ア 2の要件に基づき，提出された応募表明書等を審査する。

イ 2の要件を満たさなかった者に対して，文書によりその旨を通知するものとする。

(2) 応募申込書等の審査

ア 岡山県新給与システム開発及び運用保守業務委託業者選定評価委員会(以下「評価委員会」という。)において，別に定める評価基準に基づき，提出された応募申込書等(企画提案書等を含む。)を審査する。

イ 失格となった者に対して，文書にてその旨を通知するものとする。

(3) 最終審査

ア (2)アにより参加を認められた者は，別途通知する日に開催される評価委員会において，プレゼンテーションを行うものとする。

イ 評価委員会においては，別に定める評価基準に基づき審査を行い，最優秀提案者を1者選定する。

ウ イにより選定した最優秀提案者に対して，最優秀提案者に選定された旨を通知するとともに，最優秀提案者に選定されなかった次点以降の者に対して，選定順位を付して通知するものとする。

9 随意契約に係る仕様調整及び見積書の徴取

評価委員会が選定した最優秀提案者を本件業務に係る随意契約の仕様調整及び見積書の徴取の相手方とするものとする。ただし，最優秀提案者に事故等があり，見積書の徴取が不可能となった場合は，8(3)ウの選定順位の順に仕様調整及び見積書の徴取の相手方とするものとする。

10 その他

(1) 手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 契約保証金

岡山県財務規則(昭和61年岡山県規則第8号)第153条及び第155号の規定による。

(3) 契約書の作成の要否
要

(4) 業務の規模
本件業務に要する費用として、次のとおり想定している。ただし、これらの金額は本件業務に係る契約額を示すものではなく、業務の規模を示すものであることに留意すること。

ア 開発業務
令和2年度及び令和3年度にあつては193,800千円(消費税額及び地方消費税の額を含む。以下同じ。),令和4年度にあつては145,350千円

イ 運用保守業務
令和4年度にあつては27,788千円,令和5年度から令和8年度までの各年度にあつては37,050千円,令和9年度にあつては9,262千円

11 Summary

(1) Name and quantity of the services to be procured:

Pay management system for Okayama Prefectural Government 1 set

(2) Service period:

From contract date through 30th June 2027

(3) Delivery date, Delivery place:

Specified in bid explanation form

(4) Time limit for tender:

5:00 P.M. 13th May 2020

(5) Contact Information:

Okayama Prefectural Government, Department of Accounting, Internal
Affairs Division

2-4-6 Uchisange, Kita-ku, Okayama-shi, Okayama-ken, 700-8570,
Japan

TEL: (086) 226-7315 (Only available in Japanese.)

◎岡山県公安委員会告示第四十二号

警備業法（昭和四十七年法律百十七号。以下「法」という。）第二十二条第二項第一号に規定する警備員指導教育責任者講習を次のとおり実施する。

令和二年四月三日

岡山県公安委員会

一 警備業務の区分等

警備業務の区分	期 日	時 間	場 所
施設警備業務	令和二年六月一日（月曜日）から同月九日（火曜日）まで（土曜日及び日曜日を除く。）の七日間	午前九時から午後五時まで	岡山市北区厚生町三丁目一番一五号 岡山商工会議所

二 講習対象者

- 1 最近五年間に当該警備業務の区分に係る警備業務に従事した期間が通算して三年以上である者
- 2 警備員等の検定等に関する規則（平成十七年国家公安委員会規則第二十号。以下「検定規則」という。）第四条に規定する一級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）に係る法第二十三条第四項の合格証明書（以下「合格証明書」という。）の交付を受けている者
- 3 検定規則第四条に規定する二級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）に係る合格証明書の交付を受けている警備員であって、当該合格証明書の交付を受けた後、継続して一年以上当該警備業務の区分に係る警備業務に従事しているもの
- 4 検定規則附則第三条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則（昭和六十一年国家公安委員会規則第五号。以下「旧検定規則」という。）第一条第二項に規定する一級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）に合格した者
- 5 旧検定規則第一条第二項に規定する二級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）に合格した警備員であって、当該検定に合格した後、継続して一年以上当該警備業務の区分に係る警備業務に従事しているもの

三 受講手続

1 提出書類

- (1) 所定の様式による受講申込書 一通
- (2) 写真 一枚（縦の長さ三センチメートル、横の長さ二・四センチメートル、申込前六箇月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景のもの）
- (3) 二に掲げる講習対象者に該当することを疎明する次に掲げる書類 各一通

ア 二1に該当する者

当該警備業務の区分に係る警備業務に従事していたことを証明する警備業者等の作成に係る書面（以下「警備業務従事証明書」という。）及び履歴書

イ 二2に該当する者

検定規則第四条に規定する一級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）に係る合格証明書の写し

ウ 二3に該当する者

検定規則第四条に規定する二級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）に係る合格証明書の写し及び警備業務従事証明書

エ 二4に該当する者

旧検定規則第一条第二項に規定する一級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）に係る合格証の写し

オ 二5に該当する者

旧検定規則第一条第二項に規定する二級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）に係る合格証の写し及び警備業務従事証明書

2 提出先

- (1) 県内に住所を有する者

住所地为管轄する警察署の生活安全課

- (2) 県外に住所を有する者

県内の警察署の生活安全課

なお、郵送又は信書便による申込み及び代理人による申込みは、受け付けない。

3 提出期間

令和二年四月二十日（月曜日）から同月二十四日（金曜日）までの午前八時三十分から午後五時まで

四 受講手数料

四万七千円

(注) 岡山県収入証紙により、受講申込時に納付すること。

なお、受講手数料は、納付後は返還しない。

五 受講定員

四十人。ただし、申込順に受け付け、受講定員に達したときは、提出期間内であっても受付を締め切る。

六 講習の委託

この講習は、一般社団法人岡山県警備業協会（岡山市北区内山下二丁目二番一八号）に委託して行う。

七 その他

- 1 受講者は、筆記用具を持参すること。
- 2 講習終了後は、筆記の方法により修了考査を実施する。